

平成 30 年 2 月 22 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

再商品化業務実施上の遵守事項

今年度の再商品化業務の実施に当たり、下記に示す事項を遵守してください。

1. 今年度の主な変更点

今年度(H30)は、昨年度(H29)に対して大きな変更点は無い。

個人情報保護法に関係した資料の提出依頼と、自社利用事業者で乙密接会社が存在する場合の対応が、昨年と変更になっている。

- (1) 「平成 30 年度個人情報保護に関する誓約書」の提出 {昨年度は、期中(8月)に提出依頼} 資料 20-2~20-4 の「平成 30 年度個人情報保護に関する誓約書」を、事業部宛に郵便にて提出をお願いします。<提出期間：平成 30 年 2 月 22 日(木)~平成 30 年 3 月 31 日(土)> (主旨等は変更なし：資料 20-1 参照)

- (2) 「平成 30 年度個人情報保護に関する管理報告書」の提出 資料 20-5 の「平成 30 年度個人情報保護に関する管理報告書」を、事業部宛に郵便にて提出をお願いします。<提出期間：平成 31 年 4 月 1 日(月)~平成 31 年 4 月 26 日(金)> 【平成 29 年度契約事業者への平成 29 年度報告書の提出は、お知らせメールにて依頼済】

(3) 再商品化実施委託契約書

第 16 条(自社利用)に 7 項：「乙密接会社」に関わる項目が加わった。

{抜粋} 乙が自社利用を行う場合において、再商品化製品利用製品を、乙と密接な関係を有する会社(ここでいう乙と密接な関係とは、第 17 条第 1 項各号の規定を準用することを意味し、以下「乙密接会社」という)に対して販売のみを行う場合、もしくは乙密接会社を使用又は利用を加える場合(二次加工を行うことを代表例とする)にも、本条の全ての定めが適用されるものとする。また、乙は、乙密接会社に対して、当事者として本契約の締結が行われるよう適切な役割を果たさなければならない。乙密接会社が存在する場合には、乙及び乙密接会社は、別途甲の定める書面に必要事項を記載し、甲に当該書面を提出しなければならない。加えて、乙は乙密接会社の代理人としての責任をとるものとする。

*関係(自社利用)事業者には、既に書面の提出(登録)をお知らせメールにて依頼済
<提出期間：~平成 30 年 3 月 20 日(火)>

・乙密接会社への対応

該当する事業者は、契約書第 16 条の定めにしたがった対応が必要になる。

(詳細は資料 6-7 参照)

2. 現地検査について

現地検査は従来通り、原則事前連絡なしで実施する。現地検査に際しては下記事項等を協会が確認することから、普段から管理体制を整備し現場責任者等が不在の場合でも対応できるようにすること。

(1) 再商品化製品の試料採取「対象：材料リサイクル手法」

協会が訪問した際に総合的評価等で定める項目評価のため試料を採取する。

(2) 生産管理状況 {生産管理月報、生産管理日報、現場記録簿類}

※ 生産管理月報は、前日までのデータを入力した月報を出力できること

※ 現場で記録する生産管理日報は必ず保管し、月報と照合できること

(3) 廃棄物処理状況 {マニフェスト等}

※ マニフェストは、月報と照合し易いような形式でファイルしておくこと

(4) 再商品化製品の適正利用について <詳細は、3. 参照>

利用事業者への「訪問記録」、新規引取同意書取得時の「現地確認記録」や『利用事業者への提示資料』（登録説明会資料 3-10～16）の活用状況等の確認を行う。

(5) 安全衛生管理状況

安全管理に関する記録の提示を求める場合があるので協力いただきたい。

(6) その他

・業務改善指示、指導票、前回確認票等に対する対応状況

・施設変更

また、再生処理能力確認のため、現場にて再生処理量、収率、残さ発生量等の実測を行う場合があるので協力いただきたい。

3. 再商品化製品の適正利用先の確保

(1) 販売開始後に再商品化事業者が実施すべき適正利用の確認

再商品化事業者として利用事業者との連絡を密にして合理的注意を払い、適正利用の確保に努めることが求められる。

そのため定期的（最低1回/年）に利用事業者を訪問のうえ、利用状況の把握、適正利用の遵守状況等を確認し、「訪問記録」を作成・保存すること。なお、現地訪問時に確認する項目を表1に示す。訪問記録への次頁①～⑧の確認項目の記載が必須となる。従って、「訪問記録」様式に次頁①～⑧の確認項目を記載しておくことを推奨する。

表1 再商品化製品販売開始後の「訪問記録」に記載される確認項目

現地訪問時 確認項目	
①	再商品化製品の利用用途（実績）の確認
②	再商品化製品利用施設の設備内容、容リ利用計画・容リ利用能力及び利用フローの確認 （確認内容：様式5付属③参照）
③	再商品化製品利用製品の販売先（実績）の確認
④	再商品化製品利用の稼働記録（受入・投入・製造・販売・在庫の記録）の確認
⑤	識別札取り外しに関する対応確認（再生処理事業者が再商品化製品の包材（フレコン等）に識別札（タグ等）を添付している場合、再商品化製品利用後の識別札の取り外しを確認）
⑥	空フレコンの適正処分に関する確認（再生処理事業者が再商品化製品の包材（フレコン等）に製品の識別情報を直接記入している場合、フレコンの適正な処理（再生処理事業者への返却、焼却処分等）を確認）
⑦	委託加工の有無の確認
⑧	状況変化の有無の確認（工場変更等） 変化があった場合、その内容

また、引取同意書の内容に対し実態との齟齬があれば、速やかに協会に報告し、協会の指示に従うこと。

(2) 新たに引取同意書を取得する際に再商品化事業者が実施すべき事項

『再商品化製品利用事業者に求められる再商品化製品の適正な利用に関する遵守・合意事項について』の資料（利用事業者への提示資料として纏めたもの：登録説明会資料3．参照）を当該利用事業者に提示・説明し、その内容の確認・同意を得た上で引取同意書を受領すること。

利用事業者による不適正利用があった場合、再商品化事業者に求められる「適正利用の確保」に関する合理的注意が‘適切’であったか、‘注意不足’であったかの評価は、上記『利用事業者への提示資料』の提示等の有無にも関係し、措置規程の判断に反映されるので、確実に実施すること。

なお、新規利用施設（工場）の場合は、現地確認が必要となる。現地確認時に確認する項目を表2に示す。現地確認実施後、その内容を踏まえ作成した利用能力・利用フロー確認票（様式5付属③）の提出が義務付けられている。また、「現地確認記録」（次頁①～⑩の確認項目を記載）も作成・保存すること。

表2 新規利用施設（工場）の引取同意書取得時の「現地確認記録」に記載される確認項目

現地確認時 確認項目	
①	適正利用の遵守・合意事項の提示・説明
②	再商品化製品利用施設の設備内容、容リ利用計画・容リ利用能力及び利用フローの確認 (確認内容：様式5付属③参照)
③	再商品化製品を利用した製品を製造するに十分な技術力を備えていることの確認
④	プラスチック材料の利用実績の確認
⑤	再商品化製品の利用用途（予定）の確認
⑥	再商品化製品利用製品の販売先（予定）の確認
⑦	再商品化製品利用に係る稼働記録（受入・投入・製造・販売・在庫の記録）が提示できることの確認
⑧	識別札取り外しに関する対応依頼（再生処理事業者が再商品化製品の包材(フレコン等)に識別札(タグ等)を添付している場合、再商品化製品利用後の識別札の取り外しを依頼）
⑨	空フレコンの適正処分に関する依頼（再生処理事業者が再商品化製品の包材(フレコン等)に製品の識別情報を直接記入している場合、フレコンの適正な処理(再生処理事業者への返却、焼却処分等)を依頼）
⑩	委託加工の有無（予定）の確認

4. 再商品化製品のロット管理および、製品包装（フレコンバッグ等）への識別表示

材料リサイクルの再商品化製品は、ロットごとの管理を行うと共に再商品化製品の包装に「再商品化製品であること、製造年月日、再生処理事業者名、工場名、製造ロット」等を表示すること（『プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン』参照）。なお、外部へ販売するすべての再商品化製品(PS, PET 等含む)に上記、識別表示の添付が必要である。

- ・再商品化製品のロット管理は製造と販売が結び付く管理であること、および利用事業者に対しては、利用後のフレコン等への識別表示（識別票、タグ等）を外した上で、転用・処理するよう依頼すること。従って、フレコンの識別表示は、取り外せるものにすること。特に、タグの添付を推奨する。
- ・自社利用と外部販売がある場合、外部へ販売する製品には必ず識別表示が必要。

5. 残さについて

(1) 残さの保管

再生処理に伴い発生する残さは、できるだけ速やかに処分すること。残さの保管量は、ベール月間引取量の50%の数量を超えないように管理すること。但し、年間契約量が5000トンを超える事業者の場合は、残さ保管量が200トンを超えないことが望ましい。

なお、残さをベール形状として工場において保管および搬出する場合、部外者が見て市町村からの搬入ベールと明確に区別できる措置（例えば「×」の明記）を実施すること。

- ・残さ処理を自社で行う場合は、管理簿等により排出、受け入れを記録し、それぞれの責任者が確認を行うこと。
- ・残さを有価物として販売する場合は国内で利用する販売先のみに関わり、輸出は認めない。

(2) 残さ処理方法

材料リサイクル手法にて発生する残さのうち、廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するにあたっては、直接埋め立ておよび単純焼却を行わず資源として有効利用される方法にて処理すること。また、ケミカルリサイクルについても廃プラスチック類を産業廃棄物として処理するにあたっては、直接埋め立て以外で処理すること（『プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン』参照）。

なお、特段の事情がある場合は、事前に協会に相談した上で、協会の指示に基づき適切に処理すること。

6. 再商品化製品の品質と品質管理

工程管理においては、協会が求める品質基準より高い品質基準で管理されたい。

(1) 一般に品質の「高さ」には次の順序がある。

- ① 客先の要求品質（利用事業者の要求、協会が決めている品質基準値）
- ② 各再商品化事業者の社内品質規格値
- ③ 工程管理値

「高さ」は③>②>①

（③ほど、高度な値。塩素や水分基準では低い値。主成分では高い値）

（再商品化）製品の品質は、ベール品質、設備、工程、作業方法、作業者等によってバラつく。よって、製品として常に「合格品質」とするためには、バラツキ範囲も考慮した品質管理が必須となる。今一度、全社の品質管理について見直していただきたい。

(2) 品質管理体制の拡充

従来からお願いしているように、再商品化事業は廃棄物処理業ではなく製造業であるべきと考えている。よって、品質管理や再商品化製品の品質保証体制を整えることが重要であり、各社の実情に沿った取り組み内容を確認・再検討すること。

7. 再商品化製品を自社、特定再商品化製品利用事業者で利用する場合の注意事項

(1) 自社利用製品について

自社利用製品は原則成形品であることが必要である。形状がペレットの場合はこれが再商品化製品となる（例：ペレットを製造した後、自社でコンパウンドした場合はコンパウンド後のペレットが再商品化製品）。よって、コンパウンドの販売先より引取同意書を求めなければならない。但し、ペレット等と混合する樹脂以外の配合材料（木粉、フライアッシュ、その他無機フィラー等）の添加量が 20wt% 以上の場合は、製造したコンパウンドを再商品化製品利用製品とする。この場合は、自社から自社への引取同意書を発行する。

(2) 自社利用における再商品化製品の販売について

再商品化製品を自社で利用する場合、再商品化製品については再商品化製品利用工程に投入した時点で販売したと見なされることから、再商品化製品利用工程での再商品化製品の在庫は認めない。(注：実績報告の“再商品化製品販売量”の記載についても十分に注意すること。)

(3) 自社、特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品利用製品の販売について

再商品化製品を自社利用する場合、または特定再商品化製品利用事業者が利用する場合、再商品化製品利用製品については、製造後3ヶ月以内に販売すること。

(4) 特定再商品化製品利用事業者の製品がペレットの場合

再商品化製品がフレーク・フラフまたは減容品であって、特定再商品化製品利用事業者の再商品化製品利用製品がペレットである場合は、これの販売先と販売量を生産管理書類に記載して報告すること(「プラスチック製容器包装再生処理 ガイドライン」参照)。また、この場合ペレットの輸出は認めない。

8. 市町村中間処理施設の機械故障等による引き取り停滞に関する対応

平成29年度、市町村中間処理施設の機械が故障し、再生処理事業者への引き渡しが1ヶ月程度滞り、年間契約量と引取実績が大幅(10%以上)に乖離する可能性があったにも関わらず、市町村が当協会に通知しなかった事例があった。このような場合、協会への報告義務は市町村にあるが、念のため、再生処理事業者からも協会に情報を提供頂きたい。

9. ベールの品質調査

『プラスチック製容器包装ベールの品質調査』(資料14)に従ってベール調査を実施し、『再商品化に係るオンライン操作マニュアル』(資料12)にしたがって結果を報告すること。

10. 市町村による再商品化事業者に対する現地確認

市町村が実施する現地確認においては、『市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の対応について』(資料15)に従って行うこと。

11. 再商品化事業に係るデータの公表について

再商品化事業の下記実績情報を協会ホームページに公開する。

- (1) 再商品化製品の用途(個別事業者毎)
- (2) 再商品化製品利用事業者名(公表を承諾した利用事業者を個別事業者毎)
- (3) 残さの処理方法(統計データ)

※ 上記(1)及び(2)は、4月1日現在のデータを公表し、追加・修正は行わないので注意すること。